



三次市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した、令和2年度定期監査等の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年5月31日

三次市監査委員 升 本 美知子

三次市監査委員 竹 原 孝 剛



(別紙)

## 監査結果

### 1 監査の種類

定期監査及び行政監査

### 2 監査の対象課

総務部財政課，危機管理監危機管理課，建設部土木課，建設部都市建築課，  
教育委員会文化と学びの課，農業委員会事務局，議会事務局

### 3 監査の実施場所及び期間

実施場所：三次市役所（三次市十日市中二丁目8番1号）

期 間：令和2年11月25日～令和3年3月21日

### 4 監査の対象範囲

令和元年度における事務等の執行状況

### 5 監査の着眼点

事務及び事業が法令に基づき適正に執行されているか，また，効率的，効果的に執行されているかに主眼を置き実施した。

### 6 監査の実施内容（方法）

(1) 三次市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(2) 現地調査及び抽出の方法による関係書類の検査照合を行うとともに，関係職員からの説明聴取等により実施した。

### 7 監査委員の除斥

議員のうちから選出された監査委員である竹原孝剛委員は，議会事務局の監査項目のうち政務活動費については，地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

## 8 監査の結果

事務処理及び事業執行について、関係書類等を監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部に次のとおり改善を要する事項が認められたが、すでに必要な措置を講じ、適正に処理されたことを確認した。

また、軽易な指摘・要望事項等については、それぞれ監査の過程において指摘・指導したので記述を省略する。

### 【建設部都市建築課】

#### ・みらさか土地区画整理事業保留地販売業務

みらさか土地区画整理事業保留地売買契約金に係る延滞金について、延滞日数算出誤りによる、延滞金額の誤りがあった。